

2 美幌町訪問型サービス(独自)サービスコード表

平成29年4月1日以降に美幌町介護予防訪問介護相当サービスの指定を受けた事業者（平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業者等）が使用します。

(令和3年4月1日適用)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型 サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型 サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型 サービス費 (独自)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	(Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	123	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算		所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算		200 単位加算	200
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位加算 (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位加算	100 200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000	
A2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の 1/1000	

※介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。